

議案第37号

松阪市水道給水条例の一部改正について

松阪市水道給水条例（平成17年松阪市条例第288号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月16日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市水道給水条例の一部を改正する条例

松阪市水道給水条例（平成17年松阪市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「松阪市水道給水条例施行規程（平成17年松阪市水道部規程第1号。以下「施行規程」という。）第15条による」を「条例又は規程に別段の定めがある」に改める。

別表第2中

「

従量料金	
水量区分	1 m ³ 当たり
1～10 m ³	80 円
11～20 m ³	165 円
21～30 m ³	175 円
31～40 m ³	200 円
41～50 m ³	200 円
51～60 m ³	200 円
61～100 m ³	210 円
101～200 m ³	221 円
201～300 m ³	231 円
301 m ³ ～	240 円

」を

「

従量料金	
水量区分	1 m ³ 当たり
1～10 m ³	75 円
11～20 m ³	159 円
21～30 m ³	168 円

31～60 m ³	195 円
61～100 m ³	205 円
101～200 m ³	216 円
201～300 m ³	226 円
301 m ³ ～	235 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。